

制限付一般競争入札による市有財産（原木）の売払い  
物件案内（入札のご案内）



令和 7 年度

五 泉 市 農 林 課

\*\*\*\*\*目 次\*\*\*\*\*

○ 市有財産売払い（入札）実施要領	1
1 売払い物件	
2 売払い方法	
3 入札及び開札（日時、会場）	
4 入札参加資格	
5 売払い物件の下見	
6 入札参加手続き	
7 入札方法	
8 入札当日持参するもの	
9 無効入札	
10 開札及び落札者の決定	
11 契約の締結及び売買代金の納入	
12 適格証明書（インボイス）の交付	
13 物品の引渡し及び付帯条件	
○ 物件調書	5
○ 様式集	6
○ 入札参加者の心得	13
○ 市有財産（物品）売買契約書（案）	16
○ 状況写真	19

●問い合わせ先

〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地 1  
五泉市農林課農地林政係（市役所 2 階） 担当 二ノ宮  
電話：0250-43-3911 内線 256  
FAX：0250-43-0390  
メール：nourin@city.gosen.lg.jp

# 市有財産売払い（入札）実施要領

## 1 売払い物件

- ・原木 131.134m<sup>3</sup> 418 本 最低売却価格 900,000 円（税込）
- \*「物件調書」のとおり

## 2 売払い方法

制限付一般競争入札により実施します。

\*市があらかじめ定めた最低売却価格以上の金額で、最も高い金額をつけた者を落札者とします。

## 3 入札及び開札

日 時：令和7年12月25日（木）午後3時00分から

会 場：五泉市役所 女子休養室（2階）

入札当日は、入札条件及び物件内容については、承知されているものとして説明はいたしません。「物件案内」及び「入札参加者の心得」をお読みいただき、不明な点についてはあらかじめお問い合わせください。

## 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定がなされている者を除く。)
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定がなされている者を除く。)
- (4) 新潟県内に本社または営業所を有する法人であること。

## 5 売払い物件の下見

次の期間、場所において行います。

- (1) 期 間 令和7年12月15日（月）～令和7年12月19日（金）  
午前9時00分から正午、午後1時から4時  
※ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は除きます。

- (2) 場 所 中蒲みどり森林組合（五泉市村松工業団地2丁目1566番地2）

下見を希望する場合は、必ず事前に希望日時を担当までご連絡ください。なお、業務の都合により希望日時について変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。売払い物件の下見は義務ではありませんが、入札に参加された方は下見の有無に関わらず、現物を確認したものとみなします。

## 6 入札参加手続き

(1) 入札参加希望者は、「入札参加申請書」に住所、氏名、連絡先（法人の場合は住所、法人名、代表者氏名、連絡先）を記載のうえ押印し、「暴力団等の排除に関する誓約書」、身分証明書の写しを添付し、令和7年12月19日（金）午後5時までに五泉市農林課農地林政係へ提出してください。

### ○提出書類

- ① 入札参加申請書（様式1）
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書（様式2）
- ③ 身分証明書（法人）…法人の登記事項証明書の写し（発行から3か月以内のもの）

ただし、申込日現在、五泉市の入札参加資格者名簿に登録のある方については②～③の添付を省略できます。

(2) 令和7年12月24日（水）正午までに入札保証金（入札金額の100分の5以上の額）を納めていただきます。

\*入札保証金については、開札後、口座振込により還付いたします。納入時発行された領収書及び入札保証金の返還請求書を入札当日に必ず持参してください。

\*郵便入札で当日領収書等を持参できない場合は、入札保証金振込後、領収書の写しをFAXしてください。（FAX番号：0250-43-0390）また入札保証金の返還請求書は郵送で提出してください。

\*落札者については、契約保証金に充当します。

\*落札者が売買契約を締結しない場合は、入札保証金は市に帰属することになりますので注意してください。

(3) 提出された申請書については、資格審査後に入札参加資格通知書をお送りします。

（入札日に必ず持参してください。）

## 7 入札方法

入札方法は持参または郵便入札とします。

持参の場合、入札日当日の入札開始時間までに入札書および入札参加資格通知書を持参の上、入札会場にお越しください。

郵便の場合は次の方法で入札書を郵送してください。

（郵送方法）一般書留郵便・簡易書留郵便のいずれかとし、封筒には入札番号、件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書きすること。

（提出先）〒959-1692 新潟県五泉市太田 1094 番地1

五泉市役所 農林課 農地林政係

（提出期間）令和7年12月22日（月）から同年12月24日（水）午後5時まで（必着）

(1) 入札参加者は、入札書（様式4）に住所、氏名（法人の場合は住所、法人名、代表者氏名）及び入札金額を記載のうえ押印し、封筒に封入し封印してください。

\*入札書は1物件につき1通作成してください。

\*入札当日、代理人が参加する場合は、委任状（様式5）を提出してください。

\*封筒は資料を参考に作成してください。

- (2) 入札参加資格通知書を係員に提示して受付を行ってください。
- (3) 入札会場では、入札執行者の指示に従い入札を行ってください。

## 8 入札当日持参するもの

- (1) 入札書及び入札用封筒
- (2) 入札参加資格通知書
- (3) 入札保証金領収書
- (4) 入札保証金返還請求書
- (5) 印鑑
- (6) 委任状（代理人が入札する場合のみ）

## 9 無効入札

次の各号に該当する場合は、無効入札とします。

- (1) 入札の参加資格のない者が行った入札又は代理権の確認を受けていない代理人が行った入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者が行った入札
- (4) 同一の入札者が、1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 郵便による入札で、指示した提出期限までに到着しなかった入札
- (6) 入札書の押印を必要とする場所に押印の無い入札
- (7) 入札書の金額を訂正した入札
- (8) 脅迫その他不正行為によって行った入札
- (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正な行為をしたと入札執行職員が認める場合においての全部の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は入札終了後直ちに、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 入札者及びその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。ただし、郵便入札の場合を除きます。
- (3) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格を入札した参加者とします。  
ただし、最高の価格を入札した参加者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。当該入札者が開札に出席していない場合（郵便入札による場合）、当該入札事務に係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとします。

## 11 契約の締結及び売買代金の納入

- (1) 落札者は、落札の日から起算して4日以内に売買契約を締結していただきます。  
この日までに契約を締結しない場合は、落札者の資格を失います。

(2) 売買代金は、契約締結時に発行する納入通知書により、納入期限（発行日から起算して15日以内）までに全額納入してください。

※ 契約締結に必要なもの

① 印鑑

② 契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）

\* 売買代金を契約締結時までに全額即納する場合は免除とします。

\* 契約保証金は売買代金の一部に充当します。

\* 契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は市に帰属することになりますので注意してください。

## 12 適格証明書（インボイス）の交付

買受人の求めに応じて、適格証明書（インボイス）を発行します。

## 13 物件の引渡し及び付帯条件

(1) 運搬費用、積込費用、その他引渡しにかかる費用等はすべて落札者の負担となります。

(2) 引渡し後の枯損等について五泉市は一切責任を負いません。

また、物件の状況は五泉市職員の目視等により確認できた事項のみであり、病害虫被害などの事項を含め正確な現状を保証するものではありません。

(3) 代金の納入確認後、物件を引き渡します。引渡し期限は、令和7年1月30日（金）までです。物件を引き渡す際に「譲渡物件引渡書（様式6）」に署名、押印をお願いします。

(4) 売払い物件は、現況渡しとなります。売払い物件の下見は義務ではありませんが、入札に参加された方は下見の有無に関わらず、現物を確認したものとみなします。また、物件の状態は調書作成時点のものであり、引渡しまでの間に物件の状態が変動する場合があります。

物件調書

検 知 書

末口径	樹種：杉					
	3.00m		4.00m		5.00m	
	本数	材積	本数	材積	本数	材積
5						
6						
7						
8						
9						
10			1	0.040		
11			2	0.096		
12	1	0.043	5	0.290		
13			10	0.680		
14	2	0.118	14	1.092		
16	5	0.385	20	2.040		
18	2	0.194	31	4.030		
20	8	0.960	22	3.520		
22	9	1.305	28	5.432		
24	8	1.384	22	5.060		
26	9	1.827	29	7.830		
28	5	1.175	29	9.106		
30	5	1.350	17	6.120		
32	11	3.377	30	12.300		
34	3	1.041	18	8.316		
36	1	0.389	16	8.288		
38			8	4.624		
40			13	8.320		
42			7	4.942		
44			7	5.418		
46			6	5.076		
48			5	4.610		
50			2	2.000		
52			2	2.164		
54			3	3.498		
56			1	1.254		
58						
60			1	1.440		
合計	69	13.548	349	117.586	0	0.000

合計 418 本

131.134 m3

## 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

五 泉 市 長 様

住 所  
法 人 名  
代表者氏名又は氏名  
連 絡 先

印

令和 7 年 1 2 月 1 2 日付で入札公告のありました下記物件に係る入札に参加したいので申請します。

記

### 1. 入札物件

入札物件	物件 番号	名 称	種別・用途	数 量
	1	原木	杉	131.134m <sup>3</sup> 418 本

※申込をする物件欄に○を付けてください。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

五 泉 市 長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、自社又は自社の役員等（入札者が個人である場合にはその者を、入札者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。次に掲げる事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、契約の解除など、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

また、暴力団排除措置を行なうため、この誓約書等により市が警察に照会することについて承諾します。

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 3 暴力団員と密接な関係を有する者

## 一般競争入札参加資格通知書

令和 年 月 日

様

五泉市長 田邊 正幸

令和 年 月 日付で申請のありました下記物件に係る入札の参加資格について審査したところ、参加資格を有すると確認しましたので通知します。

記

1. 入札日時 令和7年12月25日（木）午後3時00分から
2. 入札会場 五泉市役所 女子休養室（2階）
3. 入札物件

物件番号	名称	種別・用途	数量
1	原木	杉	131.134m <sup>3</sup> 418本

4. 当日持参するもの
  - (1) 入札書及び入札用封筒
  - (2) 一般競争入札参加資格通知書（※この通知文書のことです。）
  - (3) 入札保証金領収書
  - (4) 入札保証金返還請求書
  - (5) 印鑑
  - (6) (代理人が入札する場合) 委任状

## 入札書

### 1 入札物件

物件番号	名称	種別・用途	数量

### 2 入札金額

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

### 3 入札保証金

¥										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

五泉市契約事務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

法 人 名

代表者氏名又は氏名

印

代 理 人 氏 名

印

五 泉 市 長 様

# 記入例

様式4

## 入札書

### 1 入札物件

物件番号	名称	種別	数量
1	原木	杉	90.459m <sup>3</sup> 325 本

### 2 入札金額

¥			¥	1	0	0	0	0	円
---	--	--	---	---	---	---	---	---	---

○契約希望金額を記入してください。  
○金額頭部に「¥」をお書きください。

○事前に納入した入札保証金の5分の100を超える額での入札は無効となります。  
仮に入札保証金 20,000 円を納入した場合、最低売却価格から 400,000 円  
(20,000 円×100/5) 以内の金額で入札することになります。

### 3 入札保証金

¥			¥	2	0	0	0	0	円
---	--	--	---	---	---	---	---	---	---

○納入した入札保証金の額を記入してください。  
○金額頭部に「¥」をお書きください。

五泉市契約事務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

令和7年12月25日

○入札執行日（令和7年  
12月25日）を記入し  
てください。郵便による  
入札の場合も同様です。

住 所 ●●県●●市●●●●●  
法 人 名 株式会社●●  
代表者氏名又は氏名 代表取締役 ●● ●●  
代 理 人 氏 名 ●● ●● (印)

五 泉 市 長 様

## 委 任 状

(代理人氏名・印)

私は本日都合により を代理人と定め次の権限を委任します。

入札 物件	物件 番号	名称	種別	数 量
	1	原木	杉	131.134m <sup>3</sup> 418 本

※入札を委任された物件欄に○を付けてください。

上記の入札に関する一切の権限

令和 年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者氏名又は氏名

印

五 泉 市 長 様

## 譲渡物件引渡書

令和 年 月 日 付けて締結した売買契約に基づき、下記物件を引き渡します。

記

譲渡物件

物件番号	名称	種別	数量
1	原木	杉	131.134m <sup>3</sup> 418 本

令和 年 月 日

五泉市長 田邊 正幸

上記物件の引渡しを受けました。

令和 年 月 日

○○市□□丁△△番地△  
○ ○ ○ ○ 印

## 入札参加者の心得

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本書を熟読の上、入札に参加してください。

なお、入札参加者は、入札開始時刻から入札締切時刻まで入札執行職員の指示に従うものとします。

### 1 入札参加者

- (1) 入札に参加することができる者は、入札参加申請書（「市有財産売払い（入札）実施要領」様式1）をあらかじめ提出し、入札参加資格通知書を発行された者とします。
- (2) 入札には、本人又は本人の委任状（「市有財産売払い（入札）実施要領」様式5）を持参した代理人のみが参加できるものとします。
- (3) 入札者が代理人であるとき、法人の代理人で社員が入札するときなどは、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。
- (4) 登録名義人となるのは、落札者本人となります。

### 2 入札の方法

- (1) 入札書（「市有財産売払い（入札）実施要領」様式4）の提出は、封筒に封入し封印し、その封皮に必要事項（作成例参照）を記入してください。封筒の大きさは自由です。
- (2) 提出済みの入札書は、いかなる事由があっても、引換え、変更又は取消しはできません。

### 3 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
- (1) 入札の参加資格のない者が行った入札又は代理権の確認を受けていない代理人が行った入札
  - (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
  - (3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者が行った入札
  - (4) 同一の入札者が、1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
  - (5) 郵便による入札で、指示した提出期限までに到着しなかった入札
  - (6) 入札書の押印を必要とする場所に押印の無い入札
  - (7) 入札書の金額を訂正した入札
  - (8) 脅迫その他不正行為によって行った入札
  - (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的を持って連合その他不正な行為をしたと入札執行職員が認める場合においての全部の入札
  - (10) その他入札に関する条件に違反した入札

### 4 開 札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は原則として入場することができません。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。ただし、郵便入札の場合を

除きます。

## 5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、その場において当該入札者のくじ引きによって落札者を決定します。当該入札者が開札に出席していない場合（郵便入札による場合）、当該入札事務に關係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとします。
- (3) 落札者が落札の日から起算して4日以内に契約を締結しないときは、その入札は無効となります。

## 6 契約に関する事項

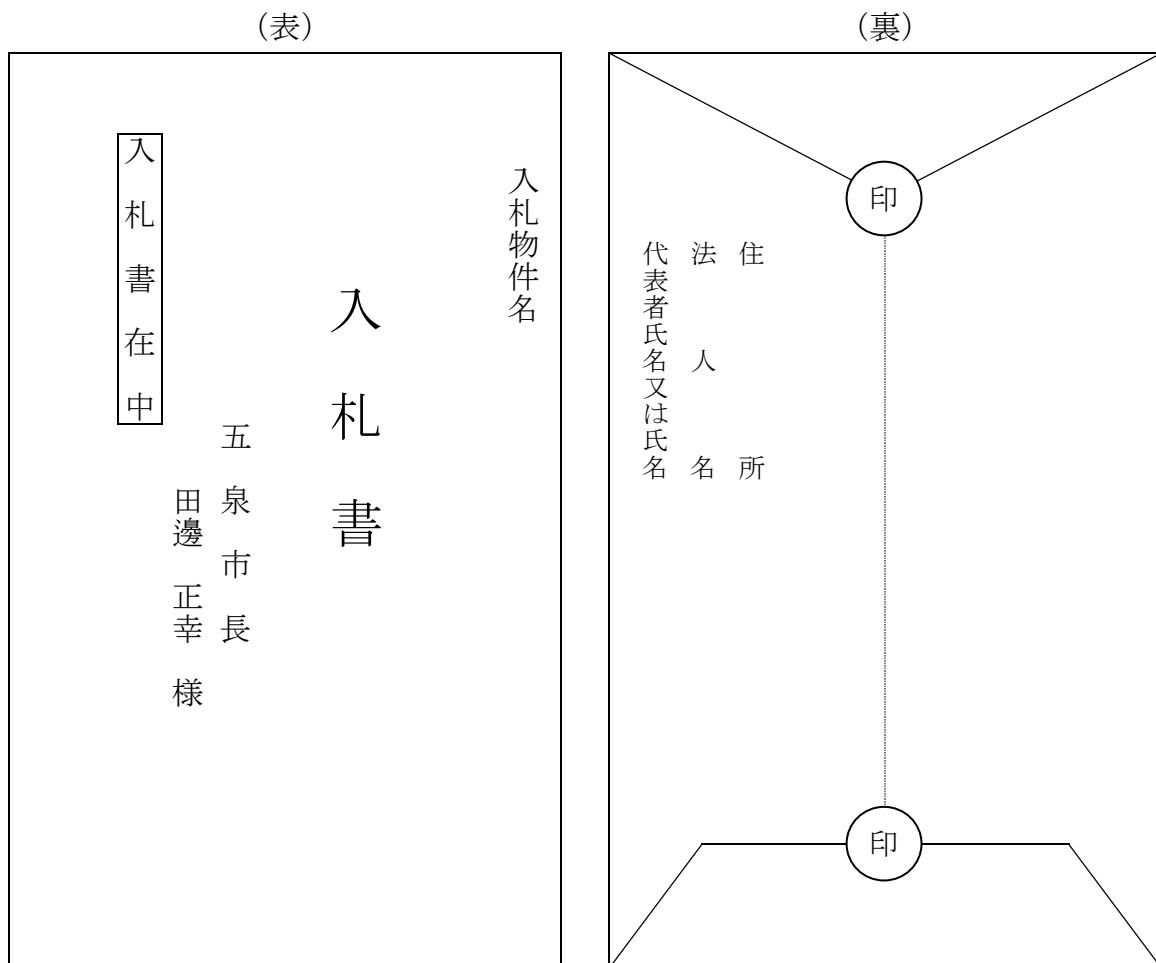
- (1) 落札者は契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を現金又は預金小切手で納めなければなりません。ただし、売買代金を即納した場合は免除とします。なお、契約保証金は、売買代金を納入後に還付します。
- (2) 所有権の移転時期は、売買代金の支払いを完了した時とし、物件の引渡しは、「譲渡物件引渡書」を取り交わすことによるものとします。

## 7 その他の

- (1) 入札書の「入札物件」の「物件番号」「名称」「種別・用途」「数量」については、「売払い物件一覧表」にならって記入してください。
- (2) 開札後、入札調書を公開します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますが、あらかじめご承知おきください。

## 入札用封筒作成方法

### 作成例



※ 封筒の様式は任意とする

※ 縦・横書きは自由とする

必ず作成例で記載されている事項すべてを記載すること

# 市有財産（物品）売買契約書（案）

売扱人 五泉市 と買受人

とは、次の条項により市有財産（物品）売買契約を締結する。

## （信義誠実の義務）

第1条 売扱人買受人双方は、常に信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

## （売買物品）

第2条 売扱人はその所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を買受人に売り渡すものとする。

物件番号	名称	種別・用途	数量

## （売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（うち消費税及び地方消費税 金 円）とする。

## （契約保証金）

第4条 買受人は、この契約と同時に契約保証金として金 円を売扱人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 売扱人は、買受人が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するものとする。

4 売扱人は、買受人が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売扱人に帰属させることができる。

## （売買代金の支払い）

第5条 買受人は、第3条の売買代金のうち前第1項に定める契約保証金を除いた金 円を売扱人の発行する納入通知書により、売扱人が指定する日までに売扱人に支払わなければならない。

## （所有権の移転）

第6条 売買物品の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに売扱人から買受人に移転するものとする。

## （売買物品の引渡し）

第7条 売扱人は、買受人が売買代金を完納してから速やかに、引き渡し日を買受人と協議の上、売買物品を現状のまま買受人に引き渡すものとする。

2 売買物品の引渡しの際には、譲渡物件引渡書を取り交すものとする。

## （危険負担）

第8条 この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が売扱人の責めに帰すことのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は買受人の負担とする。

## （契約不適合責任）

第9条 買受人は、この契約締結後、売買物品に種類、品質及び数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

## （契約の解除）

第 10 条 売扱人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者であることが判明したとき。

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）であると認められるとき。

(4) 暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 売扱人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。

3 買受人は前 2 項の規定に基づく契約解除により損害を受けた場合であっても、売扱人に損害賠償を請求できない。

(買受人の原状回復義務)

第 11 条 買受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、売扱人の指定する日までに売買物品を原状に回復して売扱人に返還しなければならない。ただし、売扱人が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第 12 条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売扱人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売扱人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 13 条 買受人は、第 10 条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを売扱人に請求することができないものとする。

(返還金)

第 14 条 売扱人は、この契約を解除したときは、買受人が支払った売買代金を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第 15 条 売扱人は、前条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第 12 条に定める損害賠償金を売扱人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第 16 条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約について定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売扱人と買受人が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関する訴訟については、売扱人の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、売扱人買受人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売扱人 住所 新潟県五泉市太田1094番地1  
氏名 五 泉 市  
五 泉 市 長 田 邊 正 幸

買受人 住所  
氏名 

状況写真

